

資料編

- (1) 用語解説
- (2) 改定の経緯
- (3) 検討委員会 設置要綱・運営要領
- (4) 検討委員会 構成員

第1章
計画の基本事項

第2章
みどりの状況と
社会からの期待

第3章
みどりの将来像
と計画目標

第4章
将来像表現に
向けた取組

第5章
計画の実現
に向けて

資料編

(1) 用語解説

【あ行】

- アカミミガメ** 北アメリカ南部(アメリカ、メキシコ)原産のカメで、幼体の「ミドリガメ」がペット用に国内に持ちこまれました。池や流れのゆるやかな川などに生息し、雑食性で、水草や藻などの植物も、魚類、甲殻類、水生昆虫などの動物も食べます。そのため、これらの生物への影響があることや、在来のカメ類と競合することから、外来生物法により、条件付特定外来生物(特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする(規制の一部がかからない)生物の通称)に指定されています。
- 新しい生活様式** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国民一人一人が、自身や、周りの方、そして地域を感染拡大から守るため、それぞれの日常生活において、自身に合った生活を実践していくものです。
- アマモ** 沈水性の多年草で、日本中の波の穏やかな内海や内湾域の砂泥域に生育します。葉は稲に似ており、長さ 50~100cm 程度になります。アマモが大規模に繁茂した群落は「アマモ場」と呼ばれ、生きものの生息・産卵・保育場所として、また、良好な漁場として機能します。
- インクルーシブ社会** 多様性が尊重され、障害の有無や程度、年齢、性別、国籍等によって、差別され、排除され、取り残され、又は社会の一員として分け隔てられることなく、誰もが地域で安心して楽しみながら生活することができる社会のことです。
- 雨水一時貯留施設** 浸水被害を軽減することを目的として策定した「明石市総合浸水対策計画」においては、公園や学校の校庭、公共駐車場など、比較的広い面積がある公共用地(地下部分を含む)の周囲にブロックを積んだり、排水施設でせき止めるなどして雨水を一時的に貯留する施設です。
- SDGs** 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、2015 年(平成 27 年)9月に国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す 2030 年までの世界共通の目標です。17 の目標には、「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」などの社会面の目標や、「8 働きがいも経済成長も」、「9 産業と技術革新の基礎を作ろう」などの経済面の目標、「13 気候変動に具体的な対策を」、「14 海の豊かさを守ろう」などの環境面の目標といった、大きくは、経済・社会・環境の三側面の目標が掲げられています。本市では、SDGs の考え方を基軸としたまちづくりを推進することとしています。
- オオキンケイギク** 北アメリカ原産の多年草で高さは 30~70cm、5 月~7月にかけて黄色のコスモスに似た花を咲かせます。強靱でよく生育することから、かつては工事の際の法面緑化に使用されたり、苗が販売されたりしていました。しかし、あまりに強く、いったん定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、2006 年(平成 18 年)に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、生きたままの運搬や栽培、譲渡などが原則として禁止されました。
- 屋上緑化** 建築物の屋上部分に緑化を行うこと。これにより、ヒートアイランド現象の緩和や夏季の室内温度上昇の軽減などによる省エネルギー効果、都市における自然的環境の創出といった効果が期待できます。
- オニバス** 本州、四国、九州のやや富栄養化した湖沼、ため池、河川などに生育するスイレン科の一年生浮葉植物のこと。植物体全体に鋭い刺があり、茎は塊状、葉は根生します。生長した浮葉の直径は 0.3~1.5m、ときに 2.0mを超えます。池沼の開発や水質汚濁、土地造成等により減少しており、環境省レッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類(VU)に記載されています。
- 温室効果ガス** 地球大気中に放出されたとき、温室効果を引き起こす性質のある気体の総称のこと。従来から問題となっていた二酸化炭素(CO₂)のほかにも、メタン(CH₄)、フロン、亜酸化窒素(N₂O)なども温室効果を引き起こし、単体量あたりの効果が大きいため、排出量が少なくても地球環境への影響が甚大とされています。

【か行】

- 共生社会** これまでは必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。

このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題となっています。

- クビアカツヤカミキリ 中国・モンゴル・朝鮮半島・台湾・ベトナムなどに分布する甲虫で、輸入木材などに幼虫が紛れて国内に侵入したと考えられています。国内では、サクラ・モモ・ウメなどの主にバラ科の樹木に発生し、寄生された樹木は、幼虫に木の内部を食い荒らされるため、衰弱して枯死します。外来生物法により、特定外来生物に指定されています。
- 景観行政団体 景観法(2004年(平成16年)12月施行)に基づいて各種施策を実施する行政団体のこと。本市は、景観行政団体であり、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制のほか、景観協議会を設立・運営、景観形成に取り組む NPO 法人や公益法人を景観整備機構として指定するなどの業務を行っています。
- こどもまんなか社会 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を中心に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れて、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするものです。

【さ行】

- 里海 里海は、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域です。高い生物生産性と生物多様性が求められ、人と自然の領域の中間点にあるエリアでもあり、陸地でいう里山と同じく人と自然が共生する場所でもあります。健全な里海は、人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって、物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境を保全することで、私たちに多くの恵みを与えてくれます。
- 里山(里地里山) 原始的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域であり、農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきたものです。また、里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域といえます。
- 市街化区域 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域のこと。当該区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされています。
- 市街化調整区域 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域のこと。当該区域は、市街化を抑制すべき区域とされています。
- 自然共生社会 新・生物多様性国家戦略(2001年(平成13年)地球環境保全関係閣僚会議決定)では、生物種の絶滅回避など3つの目標を設定した目的として「生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存の確保された「自然と共生する社会」を構築する」ことがあげられました。また、2007年(平成19年)に閣議決定された21世紀環境立国戦略では、「自然共生社会」の実現は、持続可能な社会を目指すために低炭素社会、循環型社会の実現とともに必要な3本柱であるとされました。自然との共生は欧米では理解されにくい概念でしたが、生物多様性条約 COP10(2010年(平成22年)名古屋開催)で採択された生物多様性の世界目標(愛知目標)の中で50年後に目指すべき世界像を自然と共生する社会とすることが日本の提案により合意されました。
- 循環型社会 20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済の在り方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになりました。2000年(平成12年)に日本は循環型社会を目指す「循環型社会形成推進基本法」を制定しました。同法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義し、循環型社会を構築する方法として、(1)ごみを出さない、(2)出たごみはできるだけ利用する、(3)どうしても利用できないごみはきちんと処分する—の3つを提示しています。
- 食育 本市では、「明石の恵を大切に！元気なまち明石」を目指して、全ての市民が健康でこころ豊かな生活ができるよう、明石の恵みを大切にした食文化を未来につなげ、自然にやさしい食環境づくり、健康づくりに向けて取り組んでいます。
- 生態系 一定の場所にすむ全ての生きものとその環境を、物質循環とエネルギーの流れに着目して1つのまとまりとして捉えたもののこと。生産者・消費者・分解者・無機的環境の4つが基本的な構成要素で、海洋、湖沼、河川、森林、草原、砂漠、都市などが代表

的な生態系ですが、数滴の水たまりから地球や宇宙まで、様々なレベルの生態系があり得ます。

生物多様性

あらゆる生きものの種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のことを言い、さらに、生きものが過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念です。生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つの段階があります。

【た行】

脱炭素社会

2014年(平成26年)11月に出版されたIPCC第5次評価報告書では、世界の平均気温が1850年から1900年平均比で2度以内に収まるためには、2100年で73%から107%の温室効果ガスの削減が必要とされました。また、2015年(平成27年)末に合意されたパリ協定では、世界の気温上昇を2度未満とする目標が掲げられました。それまでは、2050年までに温室効果ガスの半減が必要であるとされ、その場合、先進国は少なくとも80%の削減が必要であったことから、「低炭素社会」という言葉や「脱炭素社会」という言葉が同時に使われてきた面がありました。今後は、先進国のみならず世界全体でも、化石燃料の利用に関して、最終的には「脱炭素社会」を目指さなければならないという考え方が強まっています。

地域森林計画対象民有林

森林法第5条に基づいて、都道府県が5年ごとに定める地域森林計画の対象となる民有林のことです。ここで言う「民有林」とは国が所有する国有林以外の森林を指し、個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も「民有林」に含まれます。

超高齢社会

65歳以上の人口の割合が全人口の21%を超えている社会のことで、この割合は、老年人口(高齢者人口)÷総人口×100で求めることができます。国全体の高齢化率は、先進国の方が高く、発展途上国の方が低くなる傾向があります。高齢化率が高い国として、スウェーデン、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカなどがあげられますが、これらのどの国よりも、日本の高齢化率は高く、現在の日本は世界に先駆け、超高齢社会に突入しています。

長寿命化計画

長寿命化計画は、地方公共団体等における公共施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理するものです。

透水性舗装

隙間の空いた舗装体を通して、雨水を地中に浸透させる又は一時貯留して蒸発によって排水する機能を持つ舗装のこと。降雨時の一時的な流出量の増大を大幅に緩和するとともに、地下水の涵養、舗装下の地中生態系の改善等の効果が期待されています。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のことです。

【な行】

ナガエツルノゲイトウ

南アメリカ原産の多年草の水草で、河川や池で大群落となり、水面をマット状に覆います。水陸両生のため、あぜや畑地にも侵入するとともに、茎はちぎれやすく、節や根から活発に再生し、拡散しやすい特徴を持つことから、外来生物法により、特定外来生物に指定されています。

農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、今後相当長期にわたって総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する区域のことです。

農用地区域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農業振興地域内において今後相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農振整備計画で用途(農地、採草放牧地、農業用施設用地等)を定めて設定する区域のことです。

【は行】

ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象のこと。平面的に等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒート(熱)アイランド(島)という名称が付けられています。

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する bio(ビオ)と場所を示す top(トープ)を組み合わせた合成語です。生きものが生存できるような環境条件を備えた空間で、自然環境を保

全・創造するための基本となる生きものの生息空間です。

フレイル

フレイルとは、加齢により心身の機能が低下して衰えた状態のことで、健康と要介護の中間の段階を指します。フレイルは、身体的側面と精神的側面、社会的側面とが互いに影響しあって進行すると言われ、健康寿命を延ばす観点から、フレイル予防(栄養の摂取、適度な運動、社会参加)が重要とされています。

分散型社会

国内で人口や経済が地方にバランス良く分散している社会のこと。このような考え方が広まった背景には、日本では高度経済成長期より都市への人口集中が止まらず、地方の小さなまちや村では人口減少による人手不足と経済の弱体化が進んでいるという課題があったためです。

壁面緑化

建築物の壁面を植物で覆うこと。その他にも独立した垂直基盤の緑化やオブジェのようなものも存在します。壁面緑化は環境への配慮や修景を目的として行われます。環境への配慮の内容として、ヒートアイランド現象の軽減、気温上昇抑制、温度調整、照り返し防止、空気の浄化、壁面の劣化防止、冷暖房費の軽減、緑化面積の増加などがあります。また、修景により、まちなみの美化、景観を阻害するものの遮蔽、装飾、うるおい・やすらぎ感の向上などの効果があります。

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

保護樹木

本市においては、「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づいて指定される、市街地又はその周辺に所在する樹木であって、美観風致を維持するため保全することが必要な樹木のこと、県立明石高校のクスノキ等を指定しています。

【や行】

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

【ら行】

緑地協定

都市の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づいて緑地の保全又は緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意によって協定を結ぶ制度のこと。なお、1995年(平成7年)の同法改正により「緑化協定」が「緑地協定」と名称変更されました。

(2) 改定の経緯

年度	月	市民参画	検討委員会	建設企業 常任委員会
~2022 (R4)		アンケート (2021/6)		
2023 (R5)	4			
	5			
	6			6月議会(6/26)
	7			
	8			
	9			
	10		第1回検討委員会 (10/12)	
	11			
	12			
	1		第2回検討委員会 (1/19)	
	2	WS「みんなで明石の緑 を考えよう」(2/20)		
2024 (R6)	3			
	4			
	5		第3回検討委員会 (5/29)	
	6			
	7			
	8			
	9			9月議会(9/24)
	10			
	11			
	12			12月議会(12/12)
	1		第4回検討委員会 (1/14)	
2025 (R7)	2			
	3	パブリックコメント (3/15-4/16)		3月議会(3/11)
	4		第5回検討委員会 (5/2)	
2025 (R7)	5			
	6			6月議会(6/23)
明石市みどりの基本計画 改定				

第1章
計画の基本事項

第2章
みどりの状況と
社会からの期待

第3章
みどりの将来像
と計画目標

第4章
将来像実現に
向けた取組

第5章
計画の実現
に向けて

資料編

(3) 検討委員会 設置要綱・運営要領

明石市緑の基本計画改定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)を改定するため、明石市緑の基本計画改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、市長に報告するものとする。

- (1) 緑の基本計画の現状分析と課題の設定に関すること。
- (2) 緑の基本計画の改定素案に盛り込むべき項目及び内容に関すること。
- (3) 緑の基本計画改定素案の作成に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 明石市連合まちづくり協議会を代表する者
- (3) 明石高年クラブ連合会を代表する者
- (4) 明石市連合PTAを代表する者
- (5) 多年にわたり緑化活動等を行っている市民
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第1項第3号に規定する事務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、市長が任命する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備室緑化公園課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則(平成8年12月11日制定)

附 則(平成22年7月15日改定)

附 則(平成27年5月18日改定)

附 則(令和5年6月22日改定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

明石市緑の基本計画改定検討委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、明石市緑の基本計画改定検討委員会設置要綱(以下「要綱」という。)第9条の規定に基づき、明石市緑の基本計画改定検討委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会は公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の全部または一部を非公開とすることができる。

- (1) 個人情報の保護が損なわれる恐れがあると委員長が認める場合
- (2) 公正または円滑な議事運営が損なわれると委員長が認める場合

3 委員会の公開は傍聴によるものとし、傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(議事録)

第3条 委員長は議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 委員会の日時および場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) その他委員会において必要と認めた事項

2 議事録署名委員は2名とし、委員長が会議において指名する。

3 議事録は、委員会の庶務を担当する課において保管する。

4 議事録は、次の事項を除いて公開する。

- (1) 発言者の氏名
- (2) 発言者が識別され得ると委員長が認める事項
- (3) その他公開することにより、公正または円滑な議事運営が損なわれると委員長が認める事項

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 22 年 7 月 15 日から施行する。

(4) 検討委員会 構成員

(敬称略)

	氏名	所属・役職	分野
委員長	平田 富士男	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント 研究科(専門職) 教授	学識経験者
委員	角野 康郎	神戸大学 名誉教授	学識経験者
	大野 美代子	連合まちづくり協議会 役員	連合まちづくり協議会
	河村 春喜	高年クラブ連合会 会長	高年クラブ連合会
	丹頂 淳司	連合PTA 会長	連合PTA
	岡本 泰江	公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事	緑化活動
	水野 幸枝	大久保ダイヤハイツ花フレンズ	緑化活動
	越智 恵子	明石市民	公募市民
	櫻井 美予子	明石市民	公募市民

2023年(令和5年)10月12日時点

明石市みどりの基本計画



1999年(平成11年)1月 策定
2011年(平成23年)3月 改定
2025年(令和7年)6月 改定

発行・編集



明石市都市局都市整備室公園・海岸課
住宅・建築室 営繕課(イラスト協力)
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
Tel 078-918-5039



SDGs未来安心都市・明石
いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで

市民みんなで
つないでいこう
あかしのみどり

